

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月4日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (19名)

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員0名)

4. 議事日程

議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第78号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文

農地係長 大岡 寿憲

主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第21回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4番の川崎委員と5番の福江委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第76号10件、議案第77号4件、議案第78号10件となっております。</p> <p>はじめに、内田推進委員が用事があるということですので、19ページの議案第76号5番から始めたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推</p>

<p>福江委員</p>	<p>進委員から調査報告をお願いします。</p> <p>26日に、内田推進委員が〇〇さんと、〇〇さんと現地を確認してもらっています。</p> <p>私はその時に用事があって、一緒に現地確認はしてないんですが、28日に〇〇さんと会って、間違いないですかということで確認をしました。</p> <p>ここは、隣の農地が〇〇さんの田んぼです。去年から、自分の仕事の合間に始められました。</p> <p>〇〇さんから、隣の田んぼということで、ぜひ、売ってくれということで今回の申請になっています。</p> <p>〇〇さんは、年も年なので、はまって作りたいということでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>〇〇さんから再三相談を受けておりました。問題は金額だけで、全部でこの金額で良いでしょうかと確認したところ、これで結構ですということでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第76号5番について、ご異議ご意見ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第76号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第76号1番と議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、土砂の流出や崩壊など排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>2月21日に、私と田久保推進委員、〇〇さん、〇〇さんたちと現地を確認をしました。対価につきましては、この通りということで確認をしました。以上です。</p>
田久保推進委員	<p>対価と内容については、双方了承の上で納得されていました。以上です。</p>
川下委員	<p>5条申請についても、21日に確認をしたわけですが、すでにコンクリートをしてあって、プレハブがありました。かなり前からプレハブを据えてあったということです。</p>
田久保推進委員	<p>こちらが、自分で盛土をして道並みにして、コンクリートをして資材置場にしてありました。何て言われるか分からんよとは言ってきました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第76号1番及び議案第77号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島委員	<p>平成18年には、コンクリートをしてプレハブがあるということです</p>

	ね。ということは、18年前ということですね。
川下委員	はい。
議長	他にありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第76号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第77号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第76号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	26日に、〇〇さんと池田推進委員と3人で現場を把握しております。 〇〇さんにつきましては、25日に電話で確認したところ、遠方で日程が取れないということで、〇〇さんを信頼しておりますということで、了

	<p>解をされていまして。</p> <p>現地については、周囲の土地からするとかなり下がっていて、コインランドリーの駐車場、その横の太陽光発電設備の土地などからすると、完全に囲まれていて、現況、草が生えて、緑区分程度の農地となっていました。</p> <p>作物についてですが、別農地に植えてあるすももを植え替えたいということでした。内容については問題ないということで確認しました。</p>
池田推進委員	<p>川の堰については撤去してありますけど、川からの水路については、ほとんどが壊れているので埋め立てしても問題ないと思うんですけど、どうでしょうか。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第76号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島委員	<p>野口農業委員と池田推進委員から話があったように、この水路の部分は、建設課との話になってくるということですか。</p>
事務局	<p>水路は勝手には埋められないので、建設課との協議が必要になると思います。</p>
大岡推進委員	<p>今、水路の話が出てますけど、水路については、字図にある水路なのか、字図上には載っていない水路なのかで対応が変わってくると思います。</p> <p>字図上に載っている水路については建設課かとの協議が必要ですが、載っていない水路については、お互いの協議で良いと思います。</p>
事務局	<p>大岡委員さんご指摘の通り、字図上にある水路については、建設課と協議が必要になります。</p> <p>字図上で、水路がないという状態であれば、境界の測量が必要になると思いますけど、お互いの話し合いで協議されればよいのかなというふうに思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第76号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第76号3番と4番は、譲渡人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員からの調査報告をお願いします。</p>
<p>中島委員</p>	<p>3月1日に、私と大岡推進委員、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、〇〇さんを含めたところで、現地確認と一緒に話を聞きました。 まず、〇〇さんのところですが、ここは圃場整備が済んだところで、水田をそのまま作りますということでした。 それから、〇〇さんのところは、圃場整備はしていない農地で、今は畑として使っているということでした。 〇〇さんが、もうこの辺の農地を一緒に処分したいということで、〇〇さんが買いましようとなったそうです。 金額は、2人分を合わせて70万という金額で合意をしたということだったので、面積割で、〇〇さんの方が約54万、〇〇さんの方が約16万で決定したということでした。 それで、〇〇さんの方は、今のところ畑で使う予定ということですが、</p>

大岡推進 委員	<p>横の農地が〇〇さんの水田ということで、同じようにできたら最終的には水田にしたいという意向でした。以上です。</p> <p>先ほど中島委員から詳しく説明してもらいましたので、私の方からは特にございませぬけども、〇〇さんのところが、家の裏で隣の家の庭と隣接しているため、すぐには田んぼとして出来ないのではという話をされてきました。</p> <p>〇〇さんの方については、引き続き水田をしたいということで、問題はないと思っています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第76号3番及び4番について、ご異議ご意見ございませぬか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第76号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第76号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え</p>

議長	<p>ます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この件につきましても、3月1日、〇〇さん、〇〇さんについては、山下行政書士立ち会いのもと話を聞きました。</p> <p>この農地の隣が、〇〇さんの農地で、野菜をいろいろ作りたいということでした。</p> <p>金額についても、双方、間違いなく、山下行政書士立ち会いのもとで、確認をしましたということでした。以上です。</p>
大岡推進委員	<p>今、中島委員から話があったように、今回、〇〇さんの方が農地として利用したいということであれば、良いのではないかと考えています。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第76号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第76号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推</p>

野口委員	<p>進委員から調査報告をお願いします。</p> <p>2月26日に、〇〇さんと急遽、現場立ち会いをしてきました。</p> <p>まず、嫁川の方は、〇〇さんが耕作出来ないということで、こちらは、みかん、柿などを植えられるそうです。</p> <p>下打越の方は、大きな木があって、木を伐採してから考えるということでした。</p> <p>それから、中路の方は、現場に行くにも大変なところで、町道の路肩も崩れかかっているような場所でしたので、〇〇さんに、今後、耕してもらって利用してもらうことに期待するしかないかなと感じたところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第76号7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
大岡推進委員	<p>今の件ですけど、下内越地区については以前から荒れていると思います。そういった状況から農地として開くことは出来ないのではと思うので、非農地判断等で処理も考えないといけないのかなと思います。</p> <p>それと、中路の件もですけど、近くを町道が通っていますが、通行できるような状況ではないので同じように非農地判断等での処理を考えないといけないのかなと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第76号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、7番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、8番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>3月1日に、榊原会長、〇〇さんと、〇〇さん、〇〇行政書士と現場確認をしました。</p> <p>内容等に間違いなく、買ってから水田を作りますということでした。</p> <p>以上です。</p>
榊原委員	<p>続けて私からの追加報告はありません。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第76号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第76号8番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、8番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、9番について、事務局の説明の前に、私はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席します。</p> <p>私に代わって、進行は中島委員が行います。</p> <p>それでは、中島委員よろしくをお願いします。</p> <p>(議長離席)</p>

中島委員	<p>会長に代わって進行を務めます。 よろしく申し上げます。 それでは、議案第76号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) なお、借受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
中島委員	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>3月1日に、会長、田島推進委員の立ち会いで現地を確認しております。 行き違いで、〇〇さんは立ち会いができなかったんですけど、内容については会長の方から詳細に伺うことができました。 〇〇さんは、新規就農ということで、会長から〇〇さんに話を決めて決めたそうです。 作物ですが、加工用の大根を作られるそうです。以上です。</p>
田島推進委員	<p>野口委員の報告の通りですが、少し付け加えると、隣に当たる農地も耕作しないかと打診しようかという話もありました。以上です。</p>
中島委員	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第76号9番について、ご異議ご意見等ございませんか。</p>
西村委員	<p>新規就農ということですがけれども、議案を見れば、経営面積についてはゼロということですが、機械等については、新規就農についての条件だと思いますけれどもそういった機会とかは今後そろえられるということですか。</p>
事務局	<p>機械等については、〇〇さんの弟さんが所有されていますので、それを借りて耕作されるそうです。</p>
中島委員	<p>他にございませんか。</p>

	(異議なし)
中島委員	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第76号9番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
中島委員	挙手多数と確認いたしました。 したがって、9番は原案どおり認められました。
	(議長着席)
議長	続きまして、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、借受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	現地調査を1月28日に、笹本推進委員と〇〇さんと〇〇さんと行っております。 〇〇さんが、2月下旬からしばらくいないということで、農業委員会に申請する前に相談がありまして、話を聞いています。 あわせて、現地も見てくださいたいとのことで、その時点で調査をしている状況でした。 農地ですが、実際は耕作放棄地となっていました。雑木等もあったんですが、〇〇さんが除草、伐採されてトラクター耕うんされている状況です。 今後のことを確認したところ、サツマイモを植えたいということでした。 もう一つの農地は、みかんが植えてあり、整備をして育てていきたいということでした。 貸付料等も間違いありませんでした。以上です。

<p>笹本推進 委員</p>	<p>西村委員から詳しく説明がありましたので、私からはありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第76号10番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め議決を取ります。 議案第76号10番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、10番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第77号2番と3番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明) 申請地の農地区分は住宅の用、もしくは事業の用に供する施設または公共施設、もしくは公益的施設が連担しており、申請地の四方が概ね宅地で囲まれている農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>

野口委員	<p>譲受人が亡くなられてということで、内容は一緒でしたので、〇〇さんと〇〇さんには、26日に電話で確認しました。以上です。</p>
池田推進委員	<p>値段が高すぎると思いましたが、双方の話ですので間違いのないことを確認しました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、議案第77号2番及び3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第77号2番について、申請取り下げに問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数といたしました。 したがって、2番は申請を取り下げ、県知事へ取下願を送付します。 続きまして、議案第77号3番について、許可相当であると判断する方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区分内にある農地で、第1種農地であると判断されます。</p> <p>しかし、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されているものであり、また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、土砂の流出や崩壊など、排水関係の処理に関しては</p>

議長	<p>特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この土地につきましては、昨年10月に農振除外ということで、この土地は建物を建てる前提のもとに農業委員会の方に報告された土地です。</p> <p>3月3日に、〇〇建築さんの〇〇さんと大岡推進委員と一緒に面談をしました。</p> <p>その中で、土地代について高額だという話をしましたが、〇〇さんが土を入れたり造成した分も含んでいるとのことで、双方協議した後、了承されているということでした。その他のことについては間違いありません。以上です。</p>
大岡推進委員	<p>今、詳細に話をしてもらいましたが、排水については前の町道に水路があるので、そちらの方に流すということで、特に問題ないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第77号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第77号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第78号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>

議長	<p>お諮りします。</p> <p>次の議案第78号1番及び2番は、関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>事務局の説明の前に、私はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席します。</p> <p>私に代わって、進行は中島委員が行います。</p> <p>それでは、中島委員よろしくお願ひします。</p> <p>(議長離席)</p>
中島委員	<p>会長に代わって進行を務めます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
中島委員	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>28日に電話連絡したところ、〇〇さんについては、榊原委員にお任せしていますということで、内容等も確認していますと返事をもらいました。</p> <p>〇〇さんについても、電話連絡したものの連絡がとれず、3月1日に現場で、田島推進委員、榊原会長で確認しました。</p> <p>現場は、1枚の田んぼになっていて、きれいにしていました。問題ないと思います。以上です。</p>
田島推進委員	<p>野口委員からすべて言われたので、私からはありません。</p>

中島委員	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第78号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
中島委員	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第78号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
中島委員	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第78号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
中島委員	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>(議長着席)</p>
議長	<p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>この件につきましては、〇〇さん、〇〇さんには、電話確認だけで行っています。</p> <p>貸付期間が今回15年となっていますが、これは相続人全員の同意をも</p>

	<p>らうことができたからということでした。</p> <p>〇〇さんも〇〇さんのことを信頼していて、今回も更新だからということでした。</p> <p>現場確認は、2月26日にしたところですがけれども、十分にきれいに整地されていました。以上です。</p>
池田推進委員	<p>前回、〇〇さんに会った時に、〇〇さんをお願いすることを確認しました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第78号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第78号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>26日に、池田推進委員と〇〇さん、〇〇さんで現地確認をしました。</p> <p>現場については、きれいにしており、米と玉ねぎを耕作していました。</p> <p>以上です。</p>
池田推進	<p>田んぼの方はきれいに耕耘してあって、畑の方は、玉ねぎが植えてあり</p>

委員	ました。以上です。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第78号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第78号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この件につきまして、3月1日に確認をしました。</p> <p>〇〇さんは、仕事の都合でどうしても時間が取れないということで、お任せしますということでお伺いしています。〇〇さんは、一緒に現地確認をしました。</p> <p>今回、新規となっていますが、〇〇さんが、以前はお父さんの名前で契約をされていて、以前から耕作されている田んぼです。引き続き、耕作するというので確認しました。</p> <p>賃借料についても、お父さんの時から変えてないということで、そのまま継続しますということでした。以上です。</p>
大岡推進委員	<p>期間について15年ということになってることについてかくにんしたところ、機械等も新しく入れて対応してるので大丈夫ということで確認を</p>

議長	<p>しました。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは議案78号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第78号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>2月28日に、三原推進委員と〇〇さん、〇〇さんの立会のもと現地確認に行ってきました。</p> <p>前回設定の10年間は賃借料発生していないんですが、〇〇さんと、〇〇さんの亡くなられたお父さんと知り合いで、玉ねぎを植えるために基盤整備をされました。</p> <p>その時に、町の基盤整備で500万くらいかかったそうで、そのうち、〇〇さんが、70万から80万を手出ししましたということでした。</p> <p>そのため、この10年間は、賃借料は取っていないということでした。</p> <p>今回の設定は、3年ということですが、3年経過したら〇〇さんが作られるそうです。そういうことで、期間が3年となっているということでした。</p> <p>賃借料も今回から発生していますが、間違いないということでした。以</p>

三原推進 委員	<p>上です。</p> <p>市丸委員と2月28日に、現地に行ってきました。</p> <p>全体を見渡すと、玉ねぎがぎっしり育っていて、あとは収穫を待つばかりの状態でした。</p> <p>〇〇さん、〇〇さんも来ておられまして、4人で話を進めました。</p> <p>あと3年したら、〇〇さんがそこを耕作するそうです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第78号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第78号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>2月28日に、笹本推進委員と〇〇さんと〇〇さんの奥様の〇〇さんとの確認をしました。</p> <p>全部で6筆ありますが、レモンが寒波でやられてしまって、収穫できないということで、ほとんどがブルーベリーを植栽されています。</p> <p>〇〇さんが、小長井にブルーベリー畑があって、そこから苗木を持ってきて植栽をしていますということでした。</p>

	<p>設定期間ですが、15年間ということで、間違いないということでした。以上です。</p>
笹本推進委員	<p>現場は、結構傾斜があってあまり重たくないブルーベリーをされるそうです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第78号7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第78号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、7番は原案どおり認められました。 続きまして、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
野口委員	<p>2月28日に、池田推進委員と〇〇さん、〇〇さんの息子さん、立会いのもと、現地確認を行いました。 現地は、草刈りをしてあり、きれいになっていました。 これから、ミカンを植栽してやっていきたいということでした。内容等も間違いないということです。以上です。</p>
池田推進委員 議長	<p>〇〇さんが作るようになってから、綺麗になっていました。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第78号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第78号8番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、8番は原案どおり認められました。 続きまして、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>28日に、池田推進委員と〇〇さん、〇〇さんとお母さんと現地で話をしました。 前にお願ひしていた方が作りきらんということで、今回、〇〇さんが、牛のえさとしてWCSを作るということでした。以上です。</p>
池田推進委員	<p>去年まで耕作されていた方が病気になられたということで、今回、〇〇さんが耕作するということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、議案第78号9番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第78号9番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、9番は原案どおり認められました。 続きまして、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>この案件は、今回5年の予定にということで、〇〇さんと、現地で確認したところ、適切な手入りができていて綺麗でした。 あと、蕪竹推進委員が、〇〇さんをよくご存じだったので、残りの調査については、蕪竹推進委員から説明があると思います。以上です。</p>
蕪竹推進委員	<p>この案件は、今回5年の契約ということで、なぜ短くされたんですかとお尋ねしたところ、両者ともに高齢なので、いつまで出来るか分からないということで、この期間になったということでした。 また、賃借料は、今回はなしということでした。 中山間等直接支払制度の継続のための契約で、よろしく申し上げますということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案78号10番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第78号10番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、10番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第21回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 3 月 4 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 福 江 晋